

各 位



会 社 名 株式会社 シベール CYBELE
代表者名 代表取締役社長 黒木 誠 司
(J A S D A Q ・ 証 券 コード 2 2 2 8)
問合せ先 常 務 取 締 役 横 戸 繁 春
電 話 0 2 3 - 6 8 9 - 1 1 3 1 (代表)

四半期報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、2019年1月11日に第49期第1四半期（自 2018年9月1日 至 2018年11月30日）の四半期報告書の記載事項におきまして、一部訂正すべき事項がありました。下記の通り、本日付で訂正報告書を東北財務局へ提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は2019年1月11日に第49期第1四半期（自 2018年9月1日 至 2018年11月30日）の四半期報告書を提出いたしました。

その後、当社は2019年1月17日に民事再生手続開始の申立てを行っておりますが、四半期報告書の提出から極めて短期間で上記の申立てを行うこととなったため、監査人からヒアリングを受けました。その結果、上記四半期報告書の【事業の状況】の記載及び【経理の状況】に継続企業の前提に関する事項の注記を記載していないことについて指摘がなされ、四半期報告書の訂正を要する旨の申入れを受けました。

当社としては、監査人からの指摘を真摯に受止め、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。また、当該訂正に際しては、民事再生手続開始の申立てを重要な後発事象として記載しております。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

1 事業等のリスク

2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第4 経理の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(訂正前)

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、前事業年度において、三期連続の営業損失を計上し、最終損益につきましても減損損失の計上等もあり当期純損失301百万円と多額の赤字を計上することとなりました。営業活動によるキャッシュ・フローも44百万円の赤字となるなど、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在していると認識しております。

このような状況を踏まえて、当社といたしましては、営業黒字に転換すべく基本方針として「商品力の強化」と「販売力の強化」を掲げ、収益力の回復、経営基盤の強化に努めてまいります。

資金面につきましては、2018年9月には長期借入100百万円、また2018年10月には短期借入100百万円を実施するなど、今後も安定的な資金調達が見込まれることから、継続企業の前提に関する重要な不

確実性は認められないものと判断し、四半期財務諸表への注記は記載しておりません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(略)

(4) 重要事象等

1 [事業等のリスク]に記載の通り、当社は、前事業年度において三期連続の営業損失及び当期純損失を計上しております。また、当第1四半期累計期間においても、営業損失56百万円、四半期純損失41百万円を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。しかしながら、資金面につきましては、今後も安定的な資金調達が見込まれることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、四半期財務諸表への注記は記載しておりません。

当社といたしましては、営業黒字に転換すべく基本方針として「商品力の強化」と「販売力の強化」を掲げ、収益力の回復、経営基盤の強化に努めて参ります。

(略)

第4 【経理の状況】

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当第1四半期会計期間(自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)

該当事項はありません。

(略)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(訂正後)

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、前事業年度において、三期連続の営業損失を計上し、最終損益につきましても減損損失の計上等もあり当期純損失301百万円と多額の赤字を計上することとなりました。営業活動によるキャッシュ・フローも44百万円の赤字となるなど、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在していると認識しております。

このような状況を踏まえて、当社といたしましては、営業黒字に転換すべく基本方針として「商品力の強化」と「販売力の強化」を掲げ、収益力の回復、経営基盤の強化に努めてまいります。

資金面につきましては、金融機関からの資金調達に向けた交渉及び支援企業候補者との交渉を行っておりますが、いずれも最終的な合意には至っていない状況であり、現時点においては将来事業計画について重要な不確実性が認められます。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(略)

(4) 重要事象等

1 [事業等のリスク]に記載の通り、当社は、前事業年度において三期連続の営業損失及び当期純損失を計上しております。また、当第1四半期累計期間においても、営業損失56百万円、四半期純損失41百万円を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。資金面につきましては、金融機関からの資金調達に向けた交渉及び支援企業候補者との交渉を行っておりますが、いずれも最終的な合意には至っていない状況であり、現時点においては将来事業計画について重要な不確実性が認められます。

当社といたしましては、営業黒字に転換すべく基本方針として「商品力の強化」と「販売力の強化」を掲げ、収益力の回復、経営基盤の強化に努めて参ります。

(略)

第4 【経理の状況】

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当第1四半期会計期間(自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)

当社は、前事業年度において、三期連続の営業損失を計上し、最終損益につきましても減損損失の計上等もあり当期純損失301百万円と多額の赤字を計上することとなり、営業活動によるキャッシュ・フローも44百万円の赤字となりました。

また、当第1四半期累計期間においても、営業損失56百万円、四半期純損失41百万円を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

当社では、当該状況を解消すべく、金融機関からの資金調達に向けた交渉及び支援企業候補者との交渉を行っておりますが、いずれも最終的な合意には至っていない状況であり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。

(略)

(重要な後発事象)

当社は、2019年1月17日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、山形地方裁判所に申立てを行い、同日受理され、直ちに同裁判所より保全命令及び監督命令が発せられるとともに、監督委員が選任されました。また、同年2月13日に、同裁判所から民事再生手続開始決定を受けました。

以上